

### 新型コロナウイルスの感染防止と厚木市斎場の運営について

令和 5 年 5 月 1 日  
神奈川県 厚木市斎場

本年5月8日から、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが、2類相当から5類感染症に引き下げられことになり、これにより感染対策の環境が大きく変化することになりました。

厚木市斎場としては、新型コロナウイルスの基本的な感染対策として推奨してきた三密（密閉・密集・密接）の回避や「身体的距離の確保」、「手洗い・うがいの励行」、「こまめな換気」、「定期的な消毒」等については引き続き留意するとともに、人数制限や施設の利用制限等については緩和、廃止を含め次のとおり取り扱うこととしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

#### 1 厚木市斎場の施設利用と遺族、会葬者の感染防止対策について

今回の「基本的対処方針」の変更は、5類感染症に位置付けられることにより、特措法に基づき実施している各種協力要請等の措置が終了することになりますが、**感染対策が不要ということではありません。**

このことから、厚木市斎場としては、

- (1) 新型コロナウイルスの感染を防止するため、発熱や咳等の風邪の症状がある方及び濃厚接触者は参列を控えてください。
- (2) 高齢者や基礎疾患のある方など感染リスクの高い方は参列を控えてください。
- (3) 通夜や告別式に参列される方は、感染リスクがあることから、入口での検温、手指消毒後、ソーシャルディスタンスを厳守し、間隔をおいて参列、着席してください。

また、感染リスクを減らすため、実施時間の短縮、実施規模の縮小や、家族・親族のみとして参列者を減員するなど、ご理解とご協力をお願いします。

なお、通夜等で多人数の参列者・会葬者が予想される多い場合は、式場内の参列者の滞在時間を短縮し、「三密」を避けるため、自由焼香（式開始前の分散焼香）とするなど創意工夫に努めてください。

※ 式場来場者数の制限は設けていませんが、式場内の椅子席は、遺族席 24 席（人）及び一般参列者席は 70 席（人）となっています。

※ 火葬場来場者数の限度は、待合室の椅子席 48 席（人）となっています。

- (4) 室内の定期的な換気をお願いします。
- (5) お酒類の販売・提供や飲食について  
売店でのお酒類の販売・提供については、通常どおりの取扱いをしていますのでご利用ください。なお、お酒類を含む飲物の持込みはできませんのでご協力をお願いします。

※ 式場配膳室や待合室内の備付冷蔵庫にはジュース類のほか、ビール、日本酒等の酒類が置いてあります。

※ 飲食の形式は、当分の間「まん延防止等重点措置」の期間中と同様にパーテーションを設けていますので、三密防止に配慮した取扱いをお願いします。

また、食事の提供は、極力弁当形式や持ち帰りなどとし、大皿による取り分け形式ではなく、個々で食べることができる方式がお勧めです。

- (6) 遺族控室での仮泊は、安全確保のため、2人以上でかつ少人数（おおむね 10 人以内）としてください。
- (7) 新型インフルエンザ等の感染症（新型コロナウイルスなど）に関する誤情報防止のため、関係機関・団体からの正確な情報の収集に努めてください。

## 2 厚木市斎場の今後の対応とお願い

- (1) 当市斎場は、業務継続施設として特別のことがない限り通常どおりの運営をしています。
- (2) 当市斎場は、国や県が発出する情報に基づき適切な対応を行うものとしています。このため、取扱いに変更が生じた場合には、その都度必要に応じた対応や措置、周知を図るものとしします。
- (3) 式場や火葬棟の入口には、アルコール消毒液や検温器（非接触式体温計）が用意してありますので、ご利用ください。
- (4) その他、斎場施設管理者の定める事項にご協力をお願いします。

## 3 厚木市斎場における人数制限や施設の利用制限等の変更開始時期 令和5年5月8日（月）の利用からとします。

ご不明な点や詳細は、厚木市斎場へお問い合わせください。

厚木市斎場

電 話 046 (281) 8595

F A X 046 (250) 2212

E-mail:2650@city.atsugi.kanagawa.jp